

現場代理人の兼任を認める工事について(お知らせ)

建設業法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月1日に施行され、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負金額が引上げられることに伴い、北九州市工事請負契約約款に規定する「現場代理人」の兼任を認める対象工事の基準金額を引上げることにしましたので、お知らせします。

1 兼任を認める対象工事

次の条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとします。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により、兼任を認める対象工事としない場合があります。

- (1) 本市の発注工事で、工事現場がいずれも市内及び本市に隣接する市町村の区域内であること。
- (2) 兼任する工事のいずれも請負金額が4,500万円未満（建築一式工事は、請負金額が9,000万円未満）であること。

※金額の基準を「予定価格」から「請負金額」に変更し、金額を「4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）」から上記のとおり変更します。

2 兼任を認める条件

「兼任を認める対象工事」において、次の条件をすべて満たす場合に兼任することができます。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

3 兼任を認める対象工事の確認方法

兼任を認める対象工事については、入札公告又は指名通知書に対象工事であることを記載します。（対象工事以外は、記載がありません。）

4 適用日

令和7年2月1日

5 留意事項

適用日以降、工期途中において現場代理人の兼任を行うことについては、発注者と受注者間で協議を行うこととし、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じた措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう留意してください。

【問合せ先】

技術監理局契約制度課(582-2545)